

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（令和2年農林水産省令第48号）附則第2条の規定に基づく日本海べにずわいがに漁業者別及びべにずわいがにの採捕に従事する船舶別の年間の漁獲量の上限の設定等に係る基準

制 定	19水管第1419号 平成19年7月31日
一部改正	19水管第1508号 平成19年8月15日
一部改正	21水管第1175号 平成21年8月26日
一部改正	22水管第1049号 平成22年8月24日
一部改正	23水管第1222号 平成23年8月19日
一部改正	24水管第1331号 平成24年8月23日
一部改正	25水管第1197号 平成25年8月27日
一部改正	27水管第51号 平成27年5月11日
一部改正	2水管第1586号 令和2年11月27日

（趣 旨）

第1 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（令和2年農林水産省令第48号）附則第2条の規定に基づき、日本海べにずわいがに漁業に関する指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第71条第1項の規定に基づく、漁獲量の上限の対象となる日本海べにずわいがに漁業者及びべにずわいがにの採捕に従事する船舶の選定並びに当該漁業者別及び当該船舶別の年間の漁獲量の上限の設定等については、この基準に定めるところによる。

2 この基準は、以下の事項を勘案して定めるものである。

- (1) 日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画に基づき講じられた漁獲努力量の削減措置及びその成果
- (2) 日本海べにずわいがに漁業が1年を通じておおむね一定の漁場にかごを敷設することにより当該漁場を占有的に利用する漁業であって、漁場状況の良し悪しにより漁獲量が左右される傾向が強いこと
- (3) 漁獲量の上限の設定に関する日本海べにずわいがに漁業者による協議

（定 義）

第2 この基準の用語の定義は以下による。

- (1) 「令和○年度漁期」とは、令和○年9月1日から翌年6月30日までをいう。
- (2) 「年間の漁獲量」とは9月1日から翌年6月30日までの漁獲量をいう。

- (3)「大型船」とは、船舶別の漁獲量の上限を設定する船舶のうち、新トン数（昭和57年7月18日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）附則第3条第1項の特定修繕をいう。）が行われたものに適用される総トン数をいう。）の適用を受けた船舶であって100トン以上のもの又は旧トン数（新トン数が適用されない船舶に適用される総トン数をいう。）の適用を受けた船舶であって70トン以上のものをいう。
- (4)「小型船」とは、船舶別の漁獲量の上限を設定する船舶のうち、大型船に該当しない船舶をいう。

（漁獲量の上限の対象者及び船舶の選定基準）

第3 漁獲量の上限については、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第36条第1項又は第45条第1号から第4号までの規定に基づき日本海べにずわいがに漁業の許可を受けた者及び船舶について定めるものとする。

（漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量の上限）

第4 第3に該当する者及び船舶の平成25年度漁期における漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量の上限は、次の数量とする（ただし、平成24年度漁期において、次の数量を超える数量の漁獲量の上限が設定されている者及び船舶については、当該上限の数量とする。）。

- (1) 大型船 900トン
- (2) 小型船 800トン

2 第3に該当する者及び船舶の平成26年度漁期以降の各年度漁期における漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量の上限は、次にしたがって設定する。

(1) 前年度漁期における漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量の上限の数量の合計が、日本海におけるべにずわいがに資源の状況に関する利用可能な最良の科学的知見に基づき計算される当年の生物学的漁獲可能量（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）別表第一の日本海べにずわいがに漁業の項の中欄に掲げる海域における生物学的に許容される漁獲可能量をいう。以下同じ。）に0.9を乗じた数量から当年の生物学的漁獲可能量までの範囲内にある場合においては、前年度漁期における漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量の上限の数量をもって、当年度漁期における漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量の上限とする。

(2) 前年度漁期における漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量の上限の数量の合計が、日本海におけるべにずわいがに資源の状況に関する利用可能な最良の科学的知見に基づき計算される当年の生物学的漁獲可能量を超える場合においては、当年度漁期における漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量の上限の数量の合計が当年の生物学的漁獲可能量を超えない範囲内で、次に基づき設定するものとする。

- ① 大型船1隻当たりの漁獲量の上限と小型船1隻当たりの漁獲量の上限との比率が概ね10：9となるよう漁業者別及び船舶別に配分する。
- ② ただし、平成24年度漁期において①により配分される数量を超える数量の漁獲量の上限が設定されている者及び船舶については、当該上限の数

量を超えない数量を配分することができる。

(3) 前年度漁期における漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量の上限の数量の合計が、日本海におけるベにずわいがに資源の状況に関する利用可能な最良の科学的知見に基づき計算される当年の生物学的漁獲可能量に0.9を乗じた数量を下回る場合においては、当年の生物学的漁獲可能量に0.9を乗じた数量を、大型船1隻当たりの漁獲量の上限と小型船1隻当たりの漁獲量の業限との比率が概ね10:9となるよう漁業者別及び船舶別に配分した数量(ただし、平成24年度漁期において、この数量を超える数量の漁獲量の上限が設定されている者及び船舶については、当該上限の数量を超えない数量とすることができる。)をもって、当年度漁期における漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量の上限とする。

(4) 日本海ベにずわいがに漁業の経営その他の事情を勘案し、前記(1)～(3)により各年度漁期における漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量の上限を設定することが困難であると認められる場合には、前記(1)～(3)の考え方を踏まえつつ、ベにずわいがに資源を減少させないようにすることを基本として、当年度漁期における漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量の上限を設定する。

3 第3に規定する者及び船舶であって、法第45条第1号から第4号までの規定に基づき日本海ベにずわいがに漁業の許可を受けた者及び船舶にあつては、前項各号の定めにかかわらず、法45条第1号から第4号までの規定に基づく許可があつた年度における、漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量の上限について、法に基づく従前の許可を受けていた者及び船舶に係る当年度漁期における年間の漁獲量の上限及び年間の漁獲量を設定及び承継する。

4 第3に該当する者及び船舶の許可が失効した場合において、資源管理又は漁業調整上特段の問題を生じないと認めるときは、次に掲げるところにより定める当該者及び当該船舶の許可が失効した漁期における数量を残存する漁業者及び船舶の次年度の漁期における年間の漁獲量の上限に加算することができる(ただし、次年度の漁期における漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量の上限を第4の2の(1)にしたがって設定する場合に限る。)

(1) 資源管理に係る減船事業により許可が失効した場合は、次の算式により求められる数量 $A - B \times C$

「減船した者及び船舶の年間の漁獲量の上限の数量(A)」から「減船を行った漁期における第3に該当する者及び船舶の年間の漁獲量の上限の数量の総和(B)」に「減船を行った漁期における第3に該当する船舶の隻数に占める減船隻数の割合(C)」を乗じた数量の差

(2) 前項以外の場合は、許可が失効した者及び船舶の年間の漁獲量の上限

5 4に規定する場合のほか、漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量の合計が当年度漁期における漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量の上限の合計に達しない場合においては、当年度漁期における漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量の上限の合計の10%に相当する量を上限として、当年度漁期における漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量の上限の合計から当年度漁期における漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量の合計を差し引いた数量を次年度の漁期に繰り越すことができる。この場合において、繰り越した数量に係る次年度の漁期の漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量の上限については、次の各号の規定に従って設定することができるものとする。

- (1) 対象となる各船舶について、大型船1隻当たりと小型船1隻当たりとの比率が概ね10：9となるよう設定する。
- (2) 前号の規定にかかわらず、(1)の規定により設定する数量を加えた各船舶別の次年度の漁期の漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量の上限は、1に規定する大型船又は小型船に係る年間の漁獲量の上限（1のただし書に規定する船舶にあっては、平成24年度漁期において設定された年間の漁獲量の上限）を超えることができない。

附 則（平成19年7月31日付け19水管第1419号）

- 1 この基準は、平成19年8月1日から施行する。
- 2 日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画の取組状況等周辺環境に変化があった場合には、適宜この基準の見直しを行うこととする。

附 則（平成19年8月15日付け19水管第1508号）

この基準は、平成19年8月15日から施行する。

附 則（平成21年8月26日付け21水管第1175号）

この基準は、平成21年8月26日から施行する。

附 則（平成22年8月24日付け22水管第1049号）

この基準は、平成22年8月24日から施行する。

附 則（平成23年8月19日付け23水管第1222号）

この基準は、平成23年8月19日から施行する。

附 則（平成24年8月23日付け24水管第1331号）

この基準は、平成24年8月23日から施行する。

附 則（平成25年8月27日付け25水管第1197号）

この基準は、平成25年8月27日から施行する。

附 則（平成27年5月11日付け27水管第51号）

この基準は、平成27年5月11日から施行する。

附 則（令和2年11月27日付け2水管第1586号）

この基準は、令和2年12月1日から施行する。